

平成 30 年度

第 1 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 平成30年5月30日(水)

平成30年度第1回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成30年5月30日(水)  
午前10時00分～午前10時40分

2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3. 出席者

[委員]

(学識経験者) 後藤 和子 目木 敏彦 目木 敏明  
溝端 剛 萬代 新一郎

(市議会議員) 榊 悠太 小林 篤二 木下 守  
山野 崇 西川 浩司

(公募市民) 東條 正輝 江端 益子

(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局  
光都土木事務所 所長補佐 谷垣 博司

赤穂警察署 交通課長 村上 正治

[事務局]

建設経済部長 古津 和也  
都市整備課長 澗口 彰利  
都市施設担当課長 有吉 央  
建築係長 長棟 由樹  
計画係長 長尾 一史  
主事 内波 佑太  
主事 山下 祐哉  
下水道課 工務係長 大西 崇史

4. 審議会成立宣言

5. 審議事項

第1号議案 会長の互選について  
第2号議案 会長職務代理者の指名について

6. 報告事項

報告第1号 都市計画決定[変更]の予定案件について  
報告第2号 都市計画の概要について

7. その他

8. 閉会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、平成30年度第1回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会は、委員改選のため会長が決まるまでの間、事務局のほうで進行させていただきます。</p> <p>本日の案件は、審議事項としまして、会長の互選と会長職務代理者の指名についての2点でございます。また、報告事項としまして都市計画決定[変更] 予定案件について、赤穂市の都市計画の概要についてでございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして明石市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>(市長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、委員の紹介をさせていただきます。委員名簿の順番に名前を読み上げさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の 15 名の方々に今年度お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。次に、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、市長は所用のためここで退席させていただきます。</p> <p><b>【市長退席】</b></p> <p>それでは続きまして次第 4. に入ります。審議会の成立についてご報告いたします。</p> <p>－委員より事前に欠席の通告を受けておりますので、委員 15 名のうち本日の出席者は 14 名でございます。</p> <p>よって、委員総数の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市審議会条例第 7 条第 2 項の規定により本審議会は成立いたしました。</p> <p>次に、次第 5. でございます。審議事項についてご説明を申し上げます。</p> <p>第 1 号議案でございます。会長の互選についてですが、赤穂市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項及び赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 4 条により会長は学識経験者のうちから委員の互選により選ぶこととなっておりますがどのようにいたしましょうか。</p>
委員	<p>都市計画について豊富な知識と経験をお持ちの－委員が適任かと考えますので－委員にお願いしてはいかがでしょうか。</p>

事務局	<p>一委員よりご発言がございましたように、一委員に会長をお願いすることではいかがでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
事務局	<p>異議が無いようですので、会長は一委員と決まりました。</p> <p>それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第5条によりまして、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、議案の2ページをお願いします。第2号議案、会長職務代理者の指名についてであります。</p> <p>会長職務代理は、赤穂市都市計画審議会条例第6条第3項により、会長が指名することとなっておりますので、会長職務代理者には、一委員を指名させていただきたいと思っております。皆様方のご賛同をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声】</p>
会長	<p>ありがとうございます。会長職務代理者は一委員に決定をいたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第8条第2項により、会長が指名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員として、「一委員」「一委員」をお願いします。</p> <p>なお、本審議会は赤穂市都市計画審議会議事運営規則第7条により原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>それでは、次第6. 報告事項に入ります。報告第1号 都市計画決定〔変更〕の予定案件について事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは報告第1号 都市計画決定〔変更〕の予定案件についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。座って説明させていただきます。</p> <p>今年度の都市計画変更の予定案件は、表に記載の通り用途地域の変更、都市計画道路の変更、土地利用計画の変更及び関連いたします特別指定区域の指定の計4件を予定しております。</p> <p>まず、用途地域の変更についてであります。議案書4ページの位置図をご覧ください。変更する区域は、播州赤穂駅の東側、赤粋の範囲でございます。本案件は、兵庫県の第7回用途地域等定期見直しに合わせ、昨年度から作業を進めており、赤穂市都市計画マスタープラン等の上位計画と整合を図っていくため、赤穂駅東側のイオンやフレスポ赤穂を含む商業施設周辺の用途地域を準工業地域から近隣商業地域に変更するものであります。本案件につきましては、昨年度の第3回都市計画審議会において協議</p>

を行ったものでありまして、今後、説明会や兵庫県との協議を経て、今年の8月に本審議会に諮問させて頂く予定としております。

次に、都市計画道路 新田坂越線の変更についてであります。4ページ的位置図をご覧ください。変更箇所は図面中央の千種川沿い赤色太線箇所、海浜大橋西詰交差点付近から南野中三差路までの区間となっております。本案件は、長期未着手の都市計画道路見直しに基づく変更となっており、現在の4車線計画から現道の2車線に変更するものであります。この案件につきましても、昨年度の第3回都市計画審議会において協議を行ったものでございまして、今後、説明会や兵庫県との協議を経て今年の8月に審議会に諮問させて頂く予定としております。

次に、赤穂市土地利用計画の変更及び特別指定区域の指定についてであります。5ページをお願いします。

赤穂市の市街化調整区域の土地利用方針を示した計画図であります。赤穂市土地利用計画の変更及び特別指定区域の指定につきましては、図に示す御崎地区の温泉街周辺において都市計画マスタープラン等のまちづくり方針に基づき、飲食店や雑貨店等の立地誘導を図っていくため、御崎地区における土地利用計画の見直しと市街化調整区域の規制を一部緩和する特別指定区域の指定を行う予定としております。

以上で報告1号の説明を終わります。

会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。  
発言が無いようですので、続いて報告第2号 都市計画の概要について説明をお願いいたします。

事務局

それでは報告第2号 都市計画の概要についてご説明いたします。  
資料は都市計画の概要と書かれた別冊A4資料をお願いいたします。  
都市計画の概要は、赤穂市の都市計画の状況について、その概要をまとめたものであります。

I. 都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であります。

II. 都市計画のしくみ、1. 都市計画区域の指定、赤穂市は行政区域の全域12,685haが都市計画区域に指定されており、相生市の全域と上郡町の一部区域を含めた2市1町で西播都市計画区域として広域的都市計画決定されています。

2. 都市計画の概要、(1)市街化区域及び市街化調整区域につきましては、赤穂市南部地域及び北部有年駅周辺の1,418haを、計画的に市街化を図る区域として市街化区域、それ以外の11,267haを、市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域に区分しています。

(2)地域地区についてであります。2ページをお願いします。

①用途地域は、市街化区域内1,418haを第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの11種類を指定しています。

②風致地区は、都市における自然美の維持及び環境を保全するため、赤

穂城跡風致地区から船岡園風致地区までの6地区を指定しています。

③臨港地区は、港湾を管理運営するための地区として、赤穂臨港地区として3.3haを指定しています。

(3)都市施設についてであります。3ページをお願いします。

①道路の整備状況につきましては、新田坂越線など30路線で総延長49.06kmの計画延長のうち、33.72kmが改良済みとなっており、昨年度から変更ございません。

②公園・緑地・墓園・広場についてであります。

(イ)公園・緑地・墓園の整備状況につきましては、街区公園からその他公園まで401.61haの計画面積のうち191.67haが開設済となっており、昨年度から変更ございません。また、一人当りの開設公園面積は39.8㎡となっております。

(ロ)広場の整備状況につきましては、播州赤穂駅南側から有年駅北側まで1.71haの計画面積のうち1.18haが供用済となっており、昨年度から変更ございません。

③ごみ焼却場・ごみ処理場・下水道についてであります。

(ハ)ごみ焼却場・ごみ処理場につきましては、赤穂市美化センターとして2.5haを計画決定し供用しており、昨年度から変更はございません。

(ニ)下水道につきましては、後ほど説明させていただきます。

④火葬場につきましては、赤穂市斎場として1.45haを計画決定し供用しており、昨年度から変更はございません。

(4)市街地開発事業についてであります。5ページをお願いします。

市街地開発事業のうち市街地の面的な整備開発を行う土地区画整理事業につきましては、昭和27年に都市計画決定された、加里屋の第一地区をはじめ、記載の通り13地区470.2haを都市計画決定しております。このうち、10地区は既に換地処分され事業は完了しております。現在は赤穂市の有年地区、野中・砂子地区、浜市地区の3地区が施行中であります。

(5)地区計画等についてであります。6ページをお願いします。

地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するために、土地利用を計画的に誘導してコントロールしていく地区レベルでの詳細計画であります。土地区画整理事業等を施行中の有年駅周辺及び野中・浜市地区、そして尾崎地区の一部において地区計画を決定しております。

(6)防災街区整備方針についてであります。

密集市街地における良好な住宅市街地に向けて整備を推進するため、「防災再開発促進地区」を尾崎地区及び塩屋地区の一部において指定しております。

赤穂市公共下水道の計画概要になります。

1.基本計画(赤穂処理区)から6.基本計画(小島処理区)まで、区域を決定し整備を進めております。

7.施工年次は、昭和49年から平成31年までとなっております。

8.総事業費は、事業費645億円のうち、平成29年度末投資額は、昨年度から10億円の増となり、636億円となっております。

9.下水道普及率についてであります。

	<p>表のとおり、地区別に下水道普及状況を整理しております。下水道の整備面積は、平成 29 年度末現在で全地区合計 1,584ha となっており、主に有年地区及び坂越地区で施工中の土地区画整理事業の進捗により昨年度から 7.9ha 増加しています。</p> <p>また、生活排水処理区域内の水洗化率は 98.4% となっております。最後に行政人口に対する下水道普及率は、昨年度と同様 99.5% となっております。</p> <p>報告第 2 号の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>2 ページの風致地区についてですが、風致地区の種別が 1 種から 3 種まであり、開発する際の規制等があると思う。1 種から 3 種になるにつれて建築物の高さの制限等が変わってくると思うが、赤穂市で規制を厳しくしたり、緩くしたりすることは可能なのか。</p>
事務局	<p>基本的には市の風致条例に基づく指定であります。法律上の基準というものがあつたかと思ひます。そのあたりについて、この場でわかりかねますので、お調べさせていただきます。</p>
委員	<p>開発等による土砂崩れを心配し、地元住民が不安になると思うが、住宅近くはなるべく規制を厳しくする等の対策が必要と思ひましたので、また回答して頂けたらと思ひます。</p>
事務局	<p>造成による危険な山などについては宅地造成規制法というものがあつて、山を削る時に許可を取らなければならない法律がございます。しかし、赤穂市の場合には宅地造成規制法に基づく規制区域というものは、市内全域ございません。</p> <p>風致条例につきましては、あくまで風致景観ということで緑地率や建物の高さというものを規制しております。削つて危険な状況、それを規制する条例ではございませんので、その点をご理解頂きたいと思ひます。</p>
委員	<p>風致地区の問題が出たわけですが、赤穂城跡風致地区等を指定しているが、風致地区内で太陽光発電の具体的な開発は御崎以外にもあつるのか。</p>
事務局	<p>今のところ高山に 1 件申請が出てございます。</p>
委員	<p>先ほど一委員が言つたように、風致地区であるならばできるだけ規制をかけていくという市の姿勢が問われるところかなと思ひます。</p>
事務局	<p>基本的に風致の規制で言ひますと、高さが 1 種であれば 10m 以下、3 種であれば 15m 以下、建ぺい率が 1 種であれば 20% 以下、3 種であれば 40% 以下、緑地率が 1 種であれば 50% 以上、3 種であれば 30% 以上ということで、基本的には造成を規制する条例ではございませんので、風致条例で造成を</p>

	<p>規制するという事はできないと考えます。</p>
委員	<p>分かりました。風致では難しいと。姫路の広峰山で大規模な計画が出て、それを規制するために何割か緑地をつけないといけないということで躊躇したというようなことがあったと思います。</p> <p>風致地区内で太陽光発電等の大きな施設ができる計画ならば、規制条項を使って、規制をしていくという試みがあるのではないかと思います。</p> <p>風致条例で太陽光発電の大規模開発を規制できないのであれば、太陽光関連の条例に基づいて行うしかないが、地元協議という程度で、規制がやや緩いのではないか。市の立場として様々な角度から条例を使って、制限していくことが必要になってくると思うがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>風致条例では規制をできないということになりますので、赤穂市の場合は環境課が所管となる太陽光に関する条例がございます。こちらについては、地元で合意形成や内容等を説明する旨の条例になっております。</p> <p>また、県の方では基本的には切り盛りの規制等の県条例がございますので、そのような大規模なものについては県条例に委ねたいという考えでございます。</p>
会長	<p>ほかにございませんか。ほかには無いようですので、次第の7.その他についてです。事務局、ほかには何かありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>それでは、本日の都市計画審議会議事事項は全て終了をいたしました。これを持ちまして本日の審議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。</p>